

○猪名川町外部の労働者からの公益通報に関する要綱

平成23年5月16日

要綱第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく労働者からの公益通報を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(通報対象事実の範囲)

第3条 公益通報の対象となる事実は、法第2条第3項に規定する通報対象事実のうち、本町が処分、勧告等の権限を有する事務に係るものとする。

(通報者の範囲)

第4条 公益通報を行うことができる者は、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者とする。

(公益通報の方法)

第5条 公益通報を行おうとする者は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を明らかにして、原則として実名で、文書、電子メール、電話、ファックス又は面談により通報するものとする。

(通報の受付等)

第6条 通報は、法第2条に規定する処分、勧告等の権限に係る事務の所管部署（以下「所管課」という。）において受け付けるものとする。

2 受け付けを行った所管課の担当職員は、速やかに当該公益通報の内容を整理し、外部公益通報受付票（様式第1号）により、人事担当課を経由して、町長に報告するものとする。

3 所管課の担当職員は、通報をした者（以下「通報者」という。）に対し、通報者の秘密は保持されることを説明し、当該通報者の連絡先及び通報の内容となる事実を把握しなければならない。

4 所管課の担当職員は、通報の内容となる事実について本町が権限を有しないときは、通報者に対して、遅滞なく当該事実について権限を有する行政機関を教示するものとする。

5 所管課の長（以下「所管課長」という。）は、通報を法に基づく公益通報として受理したときはその旨を、当該通報が次の各号のいずれかに該当するときは受理しない旨を、通報者に対して、遅滞なく外部公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により通知しな

ければならない。

- (1) 通報対象事実について、本町が処分又は勧告等をする権限を有しないとき。
- (2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がないとき。
- (3) 通報内容が具体性を伴わず、明らかでないとき。
- (4) 通報内容が虚偽であることが明らかなきとき。
- (5) 通報が法に基づく公益通報に該当しないことが明らかなきものであるとき。

(調査の実施)

第7条 所管課長は、公益通報を受理した場合は、必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、当該通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。
- 3 第1項の調査の実施中は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、当該調査の進捗状況について、通報者に適宜報告するものとする。
- 4 所管課長は、調査結果を取りまとめたときは、外部公益通報調査結果報告書(様式第3号)により、人事担当課を経由して、町長に報告しなければならない。

(調査結果に基づく措置)

第8条 町長は、前条第3項の報告の結果、通報対象事実が存在すると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

- 2 所管課長は、町長が前項の措置をとったときは、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、通報対象事実についての調査結果及び当該措置の内容について、通報者に対して、外部公益通報調査・措置結果通知書(様式第4号)により遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による公益通報及び通報者が特に通知を希望しない場合は、この限りではない。

(協力の義務)

第9条 職員は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料について、所管課その他の公の機関から調査の協力を求められたときは、調査に協力できないことについての正当な理由のある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

- 2 通報対象事実に関係する所管課が複数ある場合においては、各課連携して調査を行う等、相互に緊密に連絡し、協力するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日要綱第60号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。